



第 3号様式 (第 4条関係)

行政文書一部公開決定通知書

22会出 第120号  
平成23年1月6日

名古屋市民オンブズマン  
代表 倉橋克実様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成22年12月24日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋市が過去購入した仕組預金証書 (写)		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	平成23年1月11日	午前9時 午後
	場所	市民情報センター (市役所西庁舎1階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧      2 写しの交付      3 視聴		
行政文書の一部を公開しない理由	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当請求にかかる行政文書に記載されている個人の印影は、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないものと認められるため。</p> <p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号に該当請求に係る行政文書に記載されている法人の印影は、法人が事業活動を行ううえでの内部管理情報であり、公にすることにより当該法人の事業運営に支障をきたすと認められるため、非公開とします。</p>		
備考	<p>&lt;決定を行った所管課・公所&gt;          会計室出納課          TEL: 052-972-3003</p>		

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。  
(問い合わせ先 市民情報センター TEL:052-972-3153(直通) FAX:052-972-4127)
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市長を被告として(名古屋市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

〔N年物スワップレート〕


本証書裏面（第三面）記載の預金規定第1条第（2）項に定める各利息計算期間について、当該利息計算期間初日の2銀行営業日前において、TELERATE画面上の『17143』ページに提示される、午前10時の欄のN年に対応する年数の円金利スワップレート（年率）とします。ただし、当該金利が当該ページに提示されない場合は、当行が合理的に定める金利を適用します。

〔期限前解約の通知〕

裏面（第三面）第5条第（1）項第③号にかかわらず、期限前解約通知日以外の日（期限前解約通知日の東京時間午後3時を経過した場合を含む）に当行が期限前解約の通知を行った場合、当該通知を行った日の直後の期限前解約通知日に、通知がなされたものとみなします。

～ 以 下 余 白 ～

# 特約付定期預金証書

J 000639 

（マルチコーラブルイーロードスブレッド預金）

名古屋市積立基金出納保管者名古屋市収入役  
職務代理者 名古屋市副収入役 加藤 博久様  
ナゴヤシツミタテキンスイトウホカンシ サマ

189- 1,000,036-001

税区分： 非課税

株式会社三菱東京UFJ銀行は、本証書記載の預入日をもって下記当行取扱店にて預金金額

**¥1,000,000,000※**

を下記条件、本証書第二面記載の条件、および裏面（第三面）記載の預金規定の各条項に従いお預かりいたしましたことを証明いたします。

預金利率（年率）： 20年物スワップレート－2年物スワップレート－0.84000%  
ただし、下限利率を0.50000%とします。

利払日： 2003年05月30日を初回とする、各年5月、11月の各末日  
利息計算基準日数： 365日

期限前解約特約（期限前解約権の行使による期限前解約）

期限前解約権保有者： 当行  
期限前解約候補日： 2003年05月30日を初回とし、2012年05月31日を最終回とする  
各年5月、11月の各末日

元利金当座預金（ 510,019 ）<sup>1</sup>

期限前解約通知日： 各期限前解約候補日の2銀行営業日前

約定日： 2002年11月27日

預入日： 2002年11月29日

満期日： 2012年11月30日

満期時取扱： 自動解約

取扱店： 東海公務部

銀行整理番号： 200211270068



株式会社 三菱東京UFJ銀行

頭取 畔柳信雄



特約付定期預金規定

- 1. 定義
(1) 預払日
(2) 利息計算期間
2. 預金の支払時期
(1) 本預金は、表面記載の満期日、または本預金に第3条に基づき期限延長特約が付与されている場合には同条第(1)項に従って確定した満期日(以下「満期日」という。以後は支取い)
(2) 表面記載の満期日取扱いが自動解約である場合、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います
(3) 満期日が銀行営業日でない場合にはそれぞれ直前の銀行営業日を満期日とし、当該銀行営業日が翌日となる場合はそれぞれ直前の銀行営業日を当該日とします
3. 利息
(1) 各利息計算期間につき、次式により算出される金額を利息とし、各利息日に指定口座に入金します
また、本預金の付利単位は1円とし、利息は1円未満は切捨てとします
本預金金額×表面記載の利率×当該利息計算期間の末日日数÷表面記載の利息計算基準日数
(2) 利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払込請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください
(3) 本預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、本預金とともに支払います
4. 預金の解約
本預金を第2条第(2)項で定める方式以外の方法で解約するときは、下記受取欄に届出の印章により記名押印して表面記載の取扱店(以下「当店」という。)に提出してください
5. 期限前解約特約
(1) 権利行使型期限前解約特約(期限前解約特約の行使による期限前解約)
(2) 条件充足型期限前解約特約(期限前解約条件の充足による期限前解約)
(3) 第(1)項第3号の通知が期限前解約通知日に行われなかった場合、および第(2)項で期限前解約条件判定日において期限前解約条件が満たされなかった場合は、本預金は直後の期限前解約候補日において期限前解約されるものとします
(4) 第(1)項または第(2)項により本預金が期限前解約された場合は、第2条にかかわらず、本預金は期限前解約日(ただし、当日が銀行営業日でない場合にはそれぞれ直前の銀行営業日を期限前解約日とし、当該銀行営業日が翌日となる場合はそれぞれ直前の銀行営業日を期限前解約日とし、以後は支取い)とします
(5) 本預金取引においてあらかじめ指定した期限前解約候補日が銀行営業日でない場合にはそれぞれ銀行営業日を当該日とし、当該銀行営業日が翌日となる場合はそれぞれ直前の銀行営業日を当該日とします
6. 期限延長特約
(1) 権利行使型期限延長特約(期限延長特約の行使による期限延長)
(2) 条件充足型期限延長特約(期限延長条件の充足による期限延長)
(3) 第(1)項第3号の通知が期限延長通知日に行われなかった場合、および第(2)項で期限延長条件判定日において期限延長条件が満たされなかった場合は、本預金はその時点で条件付満期日であった日を満期日として終了するとします
(4) 本預金取引においてあらかじめ指定した条件付満期日、満期候補日が銀行営業日でない場合にはそれぞれ銀行営業日を当該日とし、当該銀行営業日が翌日となる場合はそれぞれ直前の銀行営業日を当該日とします
7. 中途解約
(1) 本預金は、約定後は満期日前に中途解約することはできません。預金者の申出により、当行がやむを得ないものと認めて満期日前に本預金を解約する場合には、その利息は前払日(ただし初回は預入日)から解約日の前日までの日数および当該期間に適用される表面記載の利率(ただし、初回払日まで)に解約となる場合には、解約日における普通預金の利率を適用するものとします
(2) 預金者は、当行に対し前項に定める中途解約により生じた当行の損害(以下「中途解約清算金」という。)を支払うものとします
(3) 当行は、本条第(1)項に定める当行から預金者に支払う金額と第2項に定める中途解約清算金とを、本預金の期限にかかわらずいつでも相殺できるものとします
(4) 前項の相殺ができる場合には、当行は事前の通知および所定の手続を省略し、預金者に代わり本預金の払戻を受け、第(1)項に定める中途解約清算金債務の弁済に充当することができるものとします
(5) 第2条に基づき、本預金が期限前解約となる場合は、本条第(1)項ないし第(3)項は適用されないものとします
8. 相殺または払戻充当
(1) 当行が預金者に対して貸付金等の銀行取引に基づく債権を有している場合で、預金者に対して銀行取引約定書第3条第1項各号および同条第2項各号の事由またはそれらに準じる事由(以下「事由」といいます)が生じたとき、当該契約およびまたは銀行取引約定書に預金者が期限の利益を喪失したときは、本預金は当然に解約されたものとします。当該解約により生じた当行の損害(中途解約清算金)が発生したときは、預金者が当行に対する中途解約清算金を当行に支払うものとします。この場合、当該中途解約清算金の支払方法については前条第(3)項および第(4)項に準じるものとします
(2) 当行が預金者に対して貸付金等の銀行取引に基づく債権を有し、当該契約および/または銀行取引約定書に預金者が期限の利益を喪失し、買戻債務の発生、本預金の発生その他事由により、預金者が当行に対する債務を履行しなければならない場合(前項の場合を含む)は、その債務と本預金とを、本預金の期限にかかわらず、いつでも当行は相殺することができるものとします
(3) 前項の相殺ができる場合には、当行は事前の通知および所定の手続を省略し、預金者に代わり本預金の払戻を受け、前項に定める債務の弁済に充当することができるものとします
(4) 前2項により当行が相殺または払戻充当を行う場合、第(1)項による場合を除く、本預金の満期日が本利未到達であったときは、本預金は中途解約されたものとみなし、当該解約により当行に損害が発生したときは、預金者はこの中途解約清算金を当行に支払うものとします。この場合、当該中途解約清算金の支払方法については前条第(3)項および第(4)項に準じるものとします
(5) 前1項により当行が相殺または払戻充当を行う場合の利息等については、次のとおりとします
1 本預金の利息計算については、その期間を計算実行の日までとし、「当該計算実行の日を解約日」とみなして第3条第(2)項もしくは前条第(1)項に準じて計算します
2 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、利率率は当行の定めとするものとします。また借入金等に係る清算金、違約金、損害金、手数料等の取扱については、当行の定めによるものとします
(6) 本条第(1)項ないし第(3)項により当行が相殺または払戻充当を行う場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします
9. 保険事故発生時における預金者からの相殺
(1) 本預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、本預金の期限にかかわらず当該相殺額について期限が到来したものと相殺することができます。なお、本預金は、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務を預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合には、同様の取扱とします
(2) 前項により相殺する場合には、次の事項によるものとします
1 相殺通知は書面により、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定するうえ、この証書を直ちに当店に提出してください。ただし、本預金が担保される債務がある場合には、「当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務が相殺されるものとします
2 前号のいずれかの指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します
3 本預金の1号に上記指定による、債権保全上支障が生じられるおそれがある場合には、当行は速断なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします
(3) 本条第(1)項により相殺する場合の当行の損害については、第2条にかかわらず支払を要しないものとします
(4) 本条第(1)項により相殺する場合の本預金の利息については、その期間を相殺通知が到達した日の前日までとし、借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金の計算については、その期間を相殺通知が到達した日までとし、それぞれ前条第(3)項第1号および第2号に準じて取扱うものとします。この場合、前条第(3)項第1号が準用する第2条第(1)項の「表面記載の利率」にかかわらず、本預金は適用されないものとします。また、借入金等を期限前返済することにより発生する当該借入金等に係る清算金、違約金、損害金、手数料等の取扱については「当行の定めによるもの」とします
(5) 本条第(1)項により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします
(6) 本条第(1)項により相殺する場合において借入金の期限前返済等の手続については別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前返済等について「当行の承諾を要する等」の制限がある場合においても相殺することができるものとします
10. 中途解約清算金
第2条および第3条に定める中途解約清算金については、本預金の解約がなかつたならば継続したであろう残存期間につき、当行が代替の契約(当行が責任を負う契約)を締結するか、または締結したと認定した場合には必要となる一切の手数料、費用および相手方に支払うべき金額(当行が当該契約に関して行った「貸付取引等」にかかるものを含む)を、当行所定の算出方法とし、当行の算出方法によって計算します。預金者は当行に直ちに中途解約清算金を支払うものとしますが、当該中途解約清算金が零より小さい場合には、清算金は生じないものとします。ただし、表面記載の満期候補日が記載されている場合、本預金の残存期間は最終満期候補日までの期間を指すものとします
11. 届出事項の変更、誤謬の再発行等
(1) 証書や印章を失ったとき、または、印字、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません
(2) 証書または印章を失った場合の本預金の元利金の支払または証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります
(3) 届出のあった名称、住所において当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします
12. 印鑑照合
証書、認印その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いし(以下「照合」といいます)は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については当行は責任を負いません
13. 譲渡・質入等の禁止
(1) 本預金、預金契約上の地位その他本取引にかかる一切の権利および証書については、譲渡・質入その他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません
(2) 当行がやむを得ないものと認めて質入その他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の方式により行います
14. 証書の効力
満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した場合、または相殺もしくは払戻充当により本預金が消滅した場合には、この証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください
15. 準拠法
(1) 本預金は、日本国における法律が適用されます
(2) 本預金の取引、紛争が生じた場合には、東京、名古屋、大阪の各地方裁判所または当店の所在地を管轄する裁判所の管轄裁判所とします
以上

この証書の元金と利息を受取りました。

日付 年 月 日

おなまえ

(お名前)



〔N年物スワップレート〕

本証書裏面（第三面）記載の預金規定第1条第（2）項に定める各利息計算期間について、当該利息計算期間初日の2銀行営業日前において、TELERATE画面上の『17143』ページに提示される、午前10時の欄のN年に対応する年数の円金利スワップレート（年率）とします。ただし、当該金利が当該ページに提示されない場合は、当行が合理的に定める金利を適用します。

〔期限前解約の通知〕

裏面（第三面）第5条第（1）項第③号にかかわらず、期限前解約通知日以外の日（期限前解約通知日の東京時間午後3時を超過した場合を含む）に当行が期限前解約の通知を行った場合、当該通知を行った日の直後の期限前解約通知日に、通知がなされたものとみなします。

～ 以 下 余 白 ～

第一

## 特約付定期預金証書

J 000640 UFJ

（マルチコーラブルイールドスブレッド預金）

名古屋市積立基金出納保管者名古屋市収入役  
職務代理者 名古屋市副収入役 加藤 博久様  
ナゴヤシティタテキンスイトウホカンシ サマ

189- 1,000,036-002

税区分： 非課税

株式会社三菱東京UFJ銀行は、本証書記載の預入日をもって下記当行取扱店にて預金金額

**¥1,000,000,000※**

を下記条件、本証書第二面記載の条件、および裏面（第三面）記載の預金規定の各条項に従いお預かりいたしましたことを証明いたします。

預金利率（年率）： 20年物スワップレート－2年物スワップレート－0.62000%  
ただし、下限利率を0.10000%とします。

利払日： 2003年05月30日を初回とする、各年5月、11月の各末日  
利息計算基準日数： 365日

期限前解約特約（期限前解約権の行使による期限前解約）

期限前解約権保有者： 当行 元利金当座預金（ 510,019）<sup>1</sup>

期限前解約候補日： 2003年05月30日を初回とし、2012年05月31日を最終回とする  
各年5月、11月の各末日

期限前解約通知日： 各期限前解約候補日の2銀行営業日前

約定日： 2002年11月27日

預入日： 2002年11月29日

満期日： 2012年11月30日

満期時取扱： 自動解約

取扱店： 東海公務部

銀行整理番号： 200211270066



株式会社 三菱東京UFJ銀行

頭取 畔柳信雄





〔預金利率（年率）〕

各利息計算期間に適用される預金利率（年率）は以下の通り。ただし、下限利率を0.50000%とします。

利息計算期間	預金利率
2003年09月26日～2004年09月26日	0.80000%
2004年09月26日～2005年09月26日	1.02000% - 6ヶ月円TIBOR
2005年09月26日～2006年09月26日	1.24000% - 6ヶ月円TIBOR
2006年09月26日～2007年09月26日	1.46000% - 6ヶ月円TIBOR
2007年09月26日～2008年09月26日	1.68000% - 6ヶ月円TIBOR
2008年09月26日～2009年09月26日	1.90000% - 6ヶ月円TIBOR
2009年09月26日～2010年09月26日	2.12000% - 6ヶ月円TIBOR
2010年09月26日～2011年09月26日	2.34000% - 6ヶ月円TIBOR
2011年09月26日～2012年09月26日	2.56000% - 6ヶ月円TIBOR
2012年09月26日～2013年09月26日	2.78000% - 6ヶ月円TIBOR
---	---

〔6ヶ月円TIBOR〕

本証券裏面（第三面）記載の預金規定第1条第（2）項に定める各利息計算期間について、当該利息計算期間初日の2銀行営業日前における東京時間午前11時現在の金利としてTELERATE（テレレート）画面上の『17097』ページに提示される、6ヶ月に対応する月数の円金利（年率）とします。ただし、当該金利が当該ページに提示されない場合は、当行が合理的に定める金利とします。

注）本証券第一面および第二面に記載されている各日付については、当日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日を該当日とし、翌銀行営業日が翌月になる場合には直前の銀行営業日を該当日とします。

～ 以下 余 白 ～

第一

## 特約付定期預金証書

J 000642 UFJ

（インバースフローターマルチコーラブル預金）

名古屋市積立基金出納保管者名古屋市収入役  
職務代理者 名古屋市副収入役 加藤 博久様  
ヨウシツミタテキンスイトウホカンシ ガマ

189- 1,000,036-004

税区分：非課税

株式会社三菱東京UFJ銀行は、本証券記載の預入日をもって下記当行取扱店にて預金金額

**¥1,500,000,000**※

を下記条件、本証券第二面記載の条件、および裏面（第三面）記載の預金規定の各条項に従いお預かりいたしましたことを証明いたします。

- 預金利率（年率）：本証券第二面記載の通り
- 利払日：2004年03月26日を初回とする、各年3月、9月の各26日
- 利息計算基準日数：365日
- 期限前解約特約（期限前解約権の行使による期限前解約）
- 期限前解約権保有者：当行
- 期限前解約候補日：2004年03月26日を初回とし、2013年03月26日を最終回とする  
各年3月、9月の各26日
- 期限前解約通知日：各期限前解約候補日の2銀行営業日前
- 約定日：2003年09月24日
- 預入日：2003年09月26日
- 満期日：2013年09月26日
- 満期時取扱：自動解約

元金当座預金（ 510,019 ）



株式会社三菱東京UFJ銀行



頭取 畔柳信雄

取扱店：東海公務部

銀行整理番号：200309240078



【預金利率（年率）】

各利息計算期間に適用される預金利率（年率）は以下の通り。ただし、下限利率を0.50000%とします。

利息計算期間	預金利率
2003年09月26日～2004年09月26日	0.60000%
2004年09月26日～2005年09月26日	0.90000% - 6ヶ月円TIBOR
2005年09月26日～2006年09月26日	1.20000% - 6ヶ月円TIBOR
2006年09月26日～2007年09月26日	1.50000% - 6ヶ月円TIBOR
2007年09月26日～2008年09月26日	1.80000% - 6ヶ月円TIBOR
2008年09月26日～2009年09月26日	2.10000% - 6ヶ月円TIBOR
2009年09月26日～2010年09月26日	2.40000% - 6ヶ月円TIBOR
2010年09月26日～2011年09月26日	2.70000% - 6ヶ月円TIBOR
2011年09月26日～2012年09月26日	3.00000% - 6ヶ月円TIBOR
2012年09月26日～2013年09月26日	3.30000% - 6ヶ月円TIBOR
---	---

【6ヶ月円TIBOR】

本証券裏面（第三面）記載の預金規定第1条第（2）項に定める各利息計算期間について、当該利息計算期間初日の2銀行営業日前における東京時間午前11時現在の金利としてTELERATE（テレレート）画面上の『17097』ページに提示される、6ヶ月に対応する月数の円金利（年率）とします。ただし、当該金利が当該ページに提示されない場合は、当行が合理的に定める金利とします。

注）本証券第一面および第二面に記載されている各日付については、当日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日を該当日とし、翌銀行営業日が翌月になる場合には直前の銀行営業日を該当日とします。

～ 以下 余 白 ～

第一

## 特約付定期預金証書

J 000641 UFJ

（インバースフローターマルチコーラブル預金）

名古屋市積立基金出納保管者名古屋市収入役  
職務代理者 名古屋市副収入役 加藤 博久様  
〒460-0801 名古屋市中区錦三丁目1番1号

189-1,000,036-003

税区分：非課税

株式会社三菱東京UFJ銀行は、本証券記載の預入日をもって下記当行取扱店にて預金金額

**¥1,500,000,000※**

を下記条件、本証券第二面記載の条件、および裏面（第三面）記載の預金規定の各条項に従いお預かりいたしましたことを証明いたします。

預金利率（年率）：本証券第二面記載の通り

利払日：2004年03月26日を初回とする、各年3月、9月の各26日

利息計算基準日数：365日

期限前解約特約（期限前解約権の行使による期限前解約）

期限前解約権保有者：当行

期限前解約候補日：2004年03月26日を初回とし、2013年03月26日を最終回とする 元利金当座預金（510,019）<sup>1</sup>

各年3月、9月の各26日

期限前解約通知日：各期限前解約候補日の2銀行営業日前

約定日：2003年09月24日

預入日：2003年09月26日

満期日：2013年09月26日

満期時取扱：自動解約



株式会社 三菱東京UFJ銀行



頭取 畔柳信雄

取扱店：東海公務部

銀行整理番号：200309240075





〔N年物スワップレート〕

本証書裏面（第三面）記載の預金規定第1条第（2）項に定める各利息計算期間について、当該利息計算期間初日の2銀行営業日前において、TELERATE画面上の『17143』ページに提示される、午前10時の欄のN年に対応する年数の円金利スワップレート（年率）とします。ただし、当該金利が当該ページに提示されない場合は、当行が合理的に定める金利を適用します。

〔期限前解約の通知〕

裏面（第三面）第5条第（1）項第③号にかかわらず、期限前解約通知日以外の日（期限前解約通知日の東京時間午後3時を超過した場合を含む）に当行が期限前解約の通知を行った場合、当該通知を行った日の直後の期限前解約通知日に、通知がなされたものとみなします。

～ 以 下 余 白 ～

# 特約付定期預金証書

J 000644 UFJ

（マルチコーラブルイールドスプレッド預金）

名古屋市積立基金出納保管者名古屋市収入役  
職務代理者 名古屋市副収入役 加藤 博久様  
〒460-0801 名古屋市中区栄三丁目1番1号

189- 1,000,036-006

税区分：非課税

株式会社三菱東京UFJ銀行は、本証書記載の預入日をもって下記当行取扱店にて預金金額

**¥1,500,000,000※**

を下記条件、本証書第二面記載の条件、および裏面（第三面）記載の預金規定の各条項に従いお預かりいたしましたことを証明いたします。

預金利率（年率）：20年物スワップレート－2年物スワップレート－0.96000%  
ただし、下限利率は0.05000%とします。

利払日：2006年03月28日を初回とする、各年3月、9月の各28日  
利息計算基準日数：365日

期限前解約特約（期限前解約権の行使による期限前解約）

期限前解約権保有者：当行  
期限前解約候補日：2006年03月28日を初回とし、2012年03月28日を最終回とする  
各年3月、9月の各28日  
期限前解約通知日：各期限前解約候補日の2銀行営業日前

元利金当座預金（ 510,019 ）

約定日：2005年09月26日

預入日：2005年09月28日

満期日：2012年09月28日

満期時取扱：自動解約

取扱店：東海公務部

銀行整理番号：200509260046



株式会社 三菱東京UFJ銀行

頭取 畔柳信雄





〔N年物スワップレート〕


本証券裏面（第三面）記載の預金規定第1条第（2）項に定める各利息計算期間について、当該利息計算期間初日の2銀行営業日前において、TELERATE画面上の『17143』ページに提示される、午前10時の欄のN年に対応する年数の円金利スワップレート（年率）とします。ただし、当該金利が当該ページに提示されない場合は、当行が合理的に定める金利を適用します。

〔期限前解約の通知〕

裏面（第三面）第5条第（1）項第③号にかかわらず、期限前解約通知日以外の日（期限前解約通知日の東京時間午後3時を経過した場合を含む）に当行が期限前解約の通知を行った場合、当該通知を行った日の直後の期限前解約通知日に、通知がなされたものとみなします。

～ 以 下 余 白 ～

# 特約付定期預金証書

J 000643 

（マルチコーラブルイールドスプレッド預金）

名古屋市積立基金出納保管者名古屋市収入役  
職務代理者 名古屋市副収入役 加藤 博久様  
〒460-0801 名古屋市中区三軒下1-1-1 三軒下ビル3F

189- 1,000,036-005

税区分：非課税

株式会社三菱東京UFJ銀行は、本証券記載の預入日をもって下記当行取扱店にて預金金額

**¥1,500,000,000※**

を下記条件、本証券第二面記載の条件、および裏面（第三面）記載の預金規定の各条項に従いお預かりいたしましたことを証明いたします。

預金利率（年率）：20年物スワップレート-2年物スワップレート-0.95000%  
ただし、下限利率は0.01000%とします。

利払日：2006年03月28日を初回とする、各年3月、9月の各28日  
利息計算基準日数：365日

期限前解約特約（期限前解約権の行使による期限前解約）

期限前解約権保有者：当行  
期限前解約候補日：2006年03月28日を初回とし、2012年03月28日を最終回とする  
各年3月、9月の各28日

元利金当座預金（ 510,019 ）<sup>△</sup>

期限前解約通知日：各期限前解約候補日の2銀行営業日前

約定日：2005年09月26日  
預入日：2005年09月28日  
満期日：2012年09月28日

満期時取扱：自動解約

取扱店：東海公務部

銀行整理番号：200509260039



株式会社 三菱東京UFJ銀行

頭取 畔柳信雄



# 特約付定期預金規定

- 定義**
    - 利息日 前入金から満期日までの期間、または、第2条に従い本特約付定期預金（以下「本預金」という。）が期限前解約された場合は期限前解約日までの期間に到来する本誌第7条（以下「前項」）以上「表面」という記載の利息日（ただし、当日が銀行営業日でない場合にはそれぞれ前項の銀行営業日を当該日とし、当該翌銀行営業日が翌日となる場合はそれぞれ前項の銀行営業日を当該日とします）
    - 利息計算期間 前入金日（ただし前入金、を初日とし、次回利息日（ただし最終日は満期日、または、第2条に従い本預金を期限前解約された場合は期限前解約日）を最終日とする期間）なお、利息計算期間の末日数については当該利息計算期間の初日を含まず、その最終日は含みます
    - 銀行営業日 東京において銀行が営業を行う、かつ銀行間取引市場が開かれている日
  - 預金の支払時期**
    - 本預金は、表面記載の満期日、または本預金に第2条に基づき期限延長特約が付与されている場合には同条第1項第2号に規定した満期日（以下「満期日」という。）以後に支払します
    - 表面記載の満期日（または自動解約である場合、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払します）の場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座へ入金するものとします
    - 満期日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日を満期日とし、当該翌銀行営業日が翌日となる場合は直前の銀行営業日を満期日とします
  - 利息**
    - 各利息計算期間につき、次式により算出される金額を利息とし、各利息日に指定口座に入金します。また、本預金の月利率は14年と、利息は日本議定に拠ります。  
本預金金額×表面記載の利率×当該利息計算期間の末日数÷表面記載の利息計算基準日数
    - 利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書をもとに提出してください
    - 本預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、本預金とともに支払います
  - 預金の解約**

本預金を第2条第1項で定める方式以外の方法で解約するときは、上記受取欄に届出の印章により記名押印して表面記載の取扱店（以下「当店」という。）に提出してください
  - 期限前解約特約**
    - 権利行使型期限前解約特約（期限前解約の行使による期限前解約）

表面：期限前解約特約、期限前解約通知日、および期限前解約候補日が記載されている場合、前金者と当行は次の特約に従うものとします

      - 期限前解約とは、表面記載の期限前解約特約保有者が、本預金を期限前解約することができる権利のことです
      - 期限前解約に基づき、期限前解約特約保有者が当行の場合は当行が前金者に、期限前解約特約保有者が前金者の場合は前金者が当行に対して、期限前解約通知日に次号の方法により権利行使の通知を行った場合、本預金は直後に到来する期限前解約候補日に期限前解約されるものとします。この場合当該期限前解約候補日が期限前解約日となります
      - 権利行使の通知は、期限前解約通知日に、電話、ファクシミリその他の手段により相手方に対して行うものとし、追って書面により通知するものとします
    - 条件充足型期限前解約特約（期限前解約条件の充足による期限前解約）

表面：期限前解約条件、期限前解約条件判定日、および期限前解約候補日が記載されている場合、前金者と当行は次の特約に従うものとします

      - 期限前解約条件判定日において期限前解約条件が満たされた場合、本預金は当該期限前解約条件判定日（期限前解約条件判定日が複数存在する場合はそのうち最初の期限前解約条件が満たされた日）の直後に到来する期限前解約候補日に期限前解約されるものとします。この場合当該期限前解約候補日が期限前解約日となります
      - 期限前解約条件が満たされたか否かについては、当行が合理的かつ誠実に判断するものとし、前金者は当行の判断に異議を申し立てないものとします
      - 前号において、当行が期限前解約条件が満たされたと判断した場合は、当行は前金者に対して本預金を期限前解約されることを通知するものとします。ただし、当該通知の有無は期限前解約には影響しないものとします
  - 第10項第2号の通知が期限前解約通知日に行われなかった場合、および第10項で期限前解約条件判定日において期限前解約条件が満たされなかった場合は、本預金は直後の期限前解約候補日において期限前解約されないとします
  - 第10項または第10項第2号の通知が期限前解約された場合は、第2条にかかわらず、本預金は期限前解約日（ただし、当日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日を期限前解約日とし、「当該翌銀行営業日」が翌日となる場合は直前の銀行営業日を期限前解約日とします）以後に支払します。この場合、第2条第1項にかかわらず、本預金の期限前解約日以後の利息は、期限前解約日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、本預金とともに支払います
  - 本預金取引においてあらかじめ指定した期限前解約候補日が銀行営業日でない場合にはそれぞれ翌銀行営業日を当該日とし、「当該翌銀行営業日」が翌日となる場合はそれぞれ前項の銀行営業日を当該日とします
- 期限延長特約**
  - 権利行使型期限延長特約（期限延長の行使による期限延長）

表面：期限延長特約、期限延長通知日、条件付満期日、および満期候補日が記載されている場合、前金者と当行は次の特約に従うものとします

    - 期限延長とは、表面記載の期限延長特約保有者が、本預金の期限を延長することができる権利のことです
    - 期限延長に基づき、期限延長特約保有者が当行の場合は当行が前金者に、期限延長特約保有者が前金者の場合は前金者が当行に対して、期限延長通知日に次号の方法により権利行使の通知を行った場合、本預金は当該通知が行われた時点で条件付満期日であった日の次に到来する満期候補日まで延長されるものとします。この場合当該満期候補日が新たに条件付満期日となります。ただし、本預金は最終満期候補日を超えて延長されることはありません
    - 権利行使の通知は、期限延長通知日に、電話、ファクシミリその他の手段により相手方に対して行うものとし、追って書面により通知するものとします
  - 条件充足型期限延長特約（期限延長条件の充足による期限延長）

表面：期限延長条件、期限延長条件判定日、条件付満期日、および満期候補日が記載されている場合、前金者と当行は次の特約に従うものとします

    - 期限延長条件判定日において期限延長条件が満たされた場合、本預金は当該期限延長条件判定日（条件付満期日であった日の次に到来する満期候補日まで）期限延長されるものとします。この場合当該満期候補日が新たに条件付満期日となります。ただし、本預金は最終満期候補日を超えて延長されることはありません
    - 期限延長条件が満たされたか否かについては、当行が合理的かつ誠実に判断するものとし、前金者は当行の判断に異議を申し立てないものとします
    - 前号において、当行が期限延長条件が満たされたと判断した場合は、当行は前金者に対して本預金を期限延長されることを通知するものとします。ただし、当該通知の有無は期限延長には影響しないものとします
- 第10項第2号の通知が期限延長通知日に行われなかった場合、および第10項で期限延長条件判定日において期限延長条件が満たされなかった場合は、本預金はその時点で条件付満期日であった日を満期日として終了するものとします。また本条第10項または第10項の期限延長により、表面記載の最終満期候補日が条件付満期日となった場合は、本預金は当該最終満期候補日を満期日として終了するものとします
- 本預金取引においてあらかじめ指定した条件付満期日、満期候補日が銀行営業日でない場合にはそれぞれ翌銀行営業日を当該日とし、「当該翌銀行営業日」が翌日となる場合はそれぞれ前項の銀行営業日を当該日とします
- 中途解約**
  - 本預金は、約定後は満期日前に中途解約することはできません。前金者の申出により、当行がやむをえないものと認めれば満期日前に本預金を解約する場合には、その利息は前回利息日（ただし初回は前入金）から解約日の前日までの日数および当該期間に適用される表面記載の利率（ただし、初

- 回利息日まで）の解約となる場合には、解約日における普通預金の利率を適用するものとします。ただし、1年未満の期間の利息計算基準日数とする日割計算によって計算し、本預金とともに当行は前金者に支払います
  - 前金者は、当行に対して前項に定める中途解約により生じた当行の損害（以下「中途解約清算」という。）を支払うものとします
  - 当行は、本条第10項に定める当行から前金者に支払う金額と第10項に定める中途解約清算金とを、本預金の期間にかかわらずいつでも相殺できるものとします
  - 前項の相殺ができる場合には、当行は事前の通知および所定の手続を省略し、前金者が代わり本預金の払戻を受け、第10項に定める中途解約清算金債務の消滅に充当することができるものとします
  - 第2条に基づき、本預金が期限前解約となる場合は、本条第10項ないし第10項は適用されないものとします
- 相殺または払戻充当**
  - 当行が前金者に対して貸付金等の銀行取引に基づく債権を有している場合に、前金者に対して銀行取引約定書第3条第1項各号および同条第2項各号の事由またはそれらに準ずる事由が一つでも生じたときは、本預金は中途解約されるものとみなし、当該解約およびまたは銀行取引約定書に定める、期限の到来、期限の利益の喪失、買戻債権の発生、求償債務の発生その他事由によって、前金者が当行に対する債務を履行しなければならぬ場合（前項の場合を含む。）には、その債務と本預金とを、本預金の範囲にかかわらず、いつでも当行は相殺することができるものとします
  - 前項の相殺ができる場合には、当行は事前の通知および所定の手続を省略し、前金者に代わり本預金の払戻を受け、前項に定める債務の消滅に充当することができるものとします
  - 前2項により当行が相殺または払戻充当を行う場合、（第10項による場合を除く）、本預金の満期日が未到来であったときには、本預金は中途解約されるものとみなし、当該解約により当行に損害が発生したときは、前金者はこの中途解約清算金を当行に支払うものとします。この場合、当該中途解約清算金の支払方法については前条第10項および第10項に準ずるものとします
  - 前1項により当行が相殺または払戻充当を行う場合の利息については、次のとおりとします。
    - 本預金の利息計算については、その期間を計算実行の日までとし、「当該計算実行の日を満期日」とみなして第2条第3項もしくは前条第10項に準じて計算します
    - 借入金等の債務の利息、割増料、遅延損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は当行の定めによるものとします。また借入金等に係る清算金、違約金、損害金、手数料等の取扱については当行の定めによるものとします
  - 本条第10項ないし第10項により当行が相殺または払戻充当を行う場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします
- 保険事故発生時における前金者からの相殺**
  - 本事故は、当行に前金除法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺することになり、本預金の期間にかかわらず、前金者の当該相殺額によって期間が到来したものと相殺することになります。なお、本預金は、前金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で前金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合には同様の取扱とします
  - 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
    - 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、その順序方法を指定する。この通知を当行に提出してください。ただし、本預金に担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には前金者の保証権から相殺されるものとします
    - 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します
    - 本条第10項による指定により、債権保全上支障が生ずるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします
  - 本条第10項により相殺する場合の当行の損害については、第2条にかかわらず支払を要しないものとします
- 本条第10項により相殺する場合の本預金の利息については、その期間を相殺通知が到達した日の前日までとし、借入金等の債務の利息、割増料、遅延損害金の計算については、その期間を相殺通知が到達した日までとし、それと前条第10項第1号および第2号に準じて取扱うものとします。この場合、前条第10項第2号が適用する第2条第10項の「表面記載の利率」にかかわらず本預金は適用されないものとします。また、借入金等を期限前返済することにより発生する当該借入金等に係る清算金、違約金、損害金、手数料等の取扱については当行の定めによるものとします
- 本条第10項により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします
- 本条第10項により相殺する場合において借入金の期限前返済の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前返済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします
- 中途解約清算金**

第7条および第8条に定める中途解約清算金については、本預金の解約がなかつたならば存続したであろう残存期間につき、当行が代替の契約（当行が責任ある契約相手方として任意に選択する第7条を代わりの相手方とする、本契約と条件（契約）を締結するか、または締結したと仮定した場合に必要となる一切の手数料、費用および相手方に支払うべき金額（当行が当該取引に関して行った銀行取引等にかかるものを含む。）を中途解約清算金とし、当行所定の算出式によって計算します。前金者は当行に直ちに中途解約清算金を支払うものとしますが、当該中途解約清算金がより小さい場合には、清算金は生じないものとします。ただし、表面に満期候補日が記載されている場合、本預金の残存期間とは最終満期候補日までを期間を指すものとします
- 届出事項の変更、証書の再発行等**
  - 証書が変更、失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出ください。この届出の前には生じた損害については、当行は責任を負いません
  - 証書または印章を失った場合の本預金の元利金の支払または証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、保証人を求めることがあります
  - 届出のあった名称、住所にあっては当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときも通常到達すべき時に到達したものとみなします
- 印鑑照合**

証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められれば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については当行は責任を負いません
- 譲渡・質入等の禁止**
  - 本預金、前金契約上の地位その他本取引にかかわる一切の権利および証書については、譲渡、質入その他第三者の権利の設定、もしくは、質入に利用させることはできません
  - 当行がやむをえないものと認めれば質入その他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書式により行います
- 証書の効力**

満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した場合、または相殺もしくは払戻充当により本預金が消滅した場合には、この証書は無効となりますので、直ちに当行に返戻してください
- 準拠法**
  - 本預金は、日本国における法律が適用されます
  - 本預金に關し、紛争が生じた場合には、東京、名古屋、大阪の各地方裁判所または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします

以上

この証書の元金と利息を受取りました。

日付 年 月 日

おなまえ

(お名前)

照合印

入紙紙

